

扶桑町地震対策補助金を拡充しました

災害対策室 内線 352

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等飛散防止などの地震対策に加え、新たに感震ブレーカーの取付を補助対象として追加し、地震対策補助金を拡充しました。

これまでは、1世帯につき1回限りで地震対策補助金を交付していましたが、今回の拡充により、令和元年度から、1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。補助期間は、令和3年(2021年)度までの3年間です。

◆ 補助対象について

扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。

- ・家具の転倒防止器具及びその取付費用
- ・家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- ・窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）及びその取付費用

◆ 補助金の額について

補助対象となる地震対策の経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の5分の4の額（100円未満は切捨て）で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。

◆ 申請手続きについて

品名（規格）、購入日（工事日）、販売店（取付業者）印のある領収書を必ず受領してください。

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。（ホームページからダウンロードできます）

- ・扶桑町地震対策補助金交付申請書
- ・同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要）
- ・扶桑町地震対策補助金交付請求書
- ・領収書
- ・地震対策実施後の写真

※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

」アラートの訓練放送を行います

災害対策室 内線 352

緊急地震速報訓練

6月18日（火）午前10時頃

「チャイム音」

「こちらは、こうほうふうです。ただ今から訓練放送を行います。」

「緊急地震速報チャイム音」

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」が3回

「こちらは、こうほうふうです。これで訓練放送を終わります。」

「チャイム音」

緊急地震速報を見聞きした時の行動は、まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保することが基本です。身を守る安全行動を訓練で確かめましょう。

なお、災害等の発生により中止する場合がありますのでご了承ください。

